

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月27日

【会社名】 凸版印刷株式会社

【英訳名】 TOPPAN PRINTING CO. , LTD .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 磨 秀 晴

【本店の所在の場所】 東京都台東区台東一丁目5番1号

【電話番号】 (03) 3835-5111 (大代表)

(上記は登記上の本店所在地で実質的な本社業務は下記で行っている。)

【事務連絡者氏名】 法務・知的財産本部コンプライアンス部長 小 関 知 彦

【最寄りの連絡場所】 (本社事務所)
東京都千代田区神田和泉町1番地

【電話番号】 (03) 3835-5535

【事務連絡者氏名】 法務・知的財産本部コンプライアンス部長 小 関 知 彦

【縦覧に供する場所】 凸版印刷株式会社本社事務所
(東京都千代田区神田和泉町1番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2019年6月27日開催の当社第173回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定にもとづき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

昨今の法改正および新事業の展開を中心とする今後の業容拡大に対応することを目的とした、事業目的の一部変更を行うものであります。

第2号議案 取締役16名選任の件

取締役として、金子眞吾、磨秀晴、前田幸夫、大久保伸一、新井誠、江崎純生、植木哲朗、山野泰彦、中尾光宏、黒部隆、佐久間國雄、野間省伸、遠山亮子、小谷友一郎、坂井和則、齊藤昌典の16名を選任するものであります。

なお、佐久間國雄、野間省伸および遠山亮子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、久保園到氏の1名を選任するものであります。

第4号議案 当社取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	2,747,281	1,482	923	(注) 1	可決(99.9%)
第2号議案					
金子 眞 吾	2,052,422	695,078	2,186		可決(74.6%)
鷹 秀 晴	2,220,439	526,382	2,865		可決(80.8%)
前田 幸 夫	2,349,639	398,914	1,133		可決(85.5%)
大久保 伸 一	2,349,516	399,037	1,133		可決(85.4%)
新井 誠	2,349,374	399,179	1,133		可決(85.4%)
江崎 純 生	2,349,677	398,876	1,133		可決(85.5%)
植木 哲 朗	2,349,704	398,849	1,133		可決(85.5%)
山野 泰 彦	2,349,694	398,859	1,133	(注) 2	可決(85.5%)
中尾 光 宏	2,637,746	110,807	1,133		可決(95.9%)
黒部 隆	2,636,222	112,331	1,133		可決(95.9%)
佐久間 國 雄	1,775,588	972,286	1,812		可決(64.6%)
野間 省 伸	2,088,960	658,914	1,812		可決(76.0%)
遠山 亮 子	2,369,572	378,981	1,133		可決(86.2%)
小谷 友一郎	2,636,945	111,608	1,133		可決(95.9%)
坂井 和 則	2,637,005	111,548	1,133		可決(95.9%)
齊藤 昌 典	2,637,757	110,796	1,133		可決(95.9%)
第3号議案					
久保 到	2,736,879	11,841	966	(注) 2	可決(99.5%)
第4号議案	2,583,303	164,912	1,471	(注) 3	可決(93.9%)

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の株主のうち、議案への賛成、反対及び棄権について確認ができた一部の株主の議決権行使分により、議案の可決要件を満たしたことから、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数については、加算していません。